

奨 学 生 の 誓 約 事 項

1. 給付を受けた奨学金は修学上必要な資金として使用いたします。
2. 別表 1 に規定する該当事項が生じた時は、届出書を速やかに提出します。また正当な理由がなく書類の提出を怠ったときは、奨学金の給付の休止または停止の措置を受けます。前記の措置において、損害が生ずることがあっても同窓会に責任を問いません。
3. 同窓会活動に積極的に参加することを約束します。
◇支部総会や同窓会総会・懇親会、同窓会の行事などに参加し協力します。
4. 期日までに奨学生「活用レポート」を提出します。
5. 誓約事項に要する費用はすべて負担します。
6. この誓約に関し疑義が生じたときは、北九州市立大学同窓会の指示に従います。

以 上

届 出 書

(別表. 1)

書類提出を要する事項	提出書類の名称	提 出 時 期
本人が休学したとき	休学届 (休学を証明する書面を添付)	事実発生後直ちに
本人が復学したとき	復学届 (復学を証明する書面を添付)	事実発生後直ちに
本人が転学したとき	転学届 (転学を証明する書面を添付)	事実発生後直ちに
本人が退学したとき	退学届 (退学を証明する書面を添付)	事実発生後直ちに
奨学金の給付を辞退したいとき	辞退届	辞退しようとするとき
他の給付型奨学金を受給するようになったとき	辞退届	事実発生後直ちに
本人および保護者、保証人の氏名または住所に異動があったとき	異動届 (住民票等による異動の事実を証明する書面を添付)	事実発生後直ちに